

## 旭市公衆無線LANサービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、来訪者の利便性の向上を図るために市が提供する公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(同意)

第2条 サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、この規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第3条 利用者は、サービスを利用してインターネットに接続することができる。

2 サービスを利用できる施設、場所、利用可能日及び時間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市は、各施設の行事等の実施に合わせ利用時間を変更することができる。

3 サービスの利用料金は、無料とする。

4 サービスの利用申請は、不要とする。

(利用条件)

第4条 サービスを利用するために必要な無線LANに対応した通信機器及び当該通信機器に供給する電源（以下「通信機器等」という。）は、利用者が準備するものとする。

2 サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

3 利用者は、サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 サービスに接続する通信機器等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう、音量等に配慮してサービスを利用しなければならない。

6 市は、サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを収集及び閲覧並びに特定のWebサイトへの接続を制限することができる。

できる。

7 サービスの利用によって犯罪等が発生した際には、市は、求めに応じて利用者の情報を警察等に提供できる。

(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者に損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (2) 第三者を誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (6) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送付又は提供する行為
- (7) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引等の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する行為、違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為

(利用の停止)

第6条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条の禁止事項に該当する行為をした場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると市が判断した場合

(運用の中止)

第7条 市は、サービスのシステム又はネットワークの保守、点検、障害、機器の故障等やむを得ない事由がある場合は、サービスの運用を中止することができる。

(免責)

第8条 市は、利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性及び有効性について、いかなる保証も行わないものとする。

2 通信機器等の構成、設定その他の理由によりサービスを利用できな

い場合にあつては、市は、責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等について、市は、責任を負わないものとする。
- 5 第5条各号に該当する利用者の行為によって、市、当該利用者本人又は第三者に損害が生じた場合は、利用者がすべての責任を負うものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- 6 サービスの提供、遅滞、変更、中止、廃止、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏えいその他サービスに関連して発生した利用者の被害について、市は、責任を負わないものとする。

(規約の変更等)

第9条 市は、利用者に予告することなく、この規約を変更又は廃止することができる。

附 則

この規約は、サービスの提供の日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	機器設置場所	利用時間
旭市役所	1～4階窓口付近及び展望階	8：30～17：15 (展望階～19：00)
あさひ市民センター	1階受付付近	9：00～21：00
旭市総合体育館	1階ロビー	9：00～21：00
旭市海上公民館	1階ロビー	9：00～22：00
旭市海上キャンプ場	管理棟	9：00～21：00
旭市保健センター	飯岡出張所窓口付近	8：30～17：15
いいおかユートピアセンター	1階ロビー	9：00～21：00
飯岡刑部岬展望館	2階展示室	9：00～18：00
ひかた市民センター	1階ロビー	9：00～21：00
大原幽学記念館	1階エントランス	9：00～16：30

備考 利用可能日は、施設の開館又は開場日に準ずる。